

新型コロナウイルス感染症に係る道普請ガイドライン
(第5版)

和歌山県世界遺産センター
2023年3月22日

新型コロナウイルス感染症に係る道普請ガイドラインについて

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020.5.4）において示されたガイドライン作成に関して、和歌山県世界遺産センター（以下、センター）に於いて取り組まれる和歌山県世界遺産協議会（以下、協議会）道普請について、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『新しい生活様式』の実践例』における留意点及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付事務連絡）（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を参考に、感染予防対策を規定している。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜センターにて改訂を行うものとする。

1 感染防止のための基本的な考え方

道普請は、「和歌山県世界遺産条例」の精神に則り、持続可能な世界遺産を目指すとともに、活動を通して参加者の心身の健康を育む活動である。本事業は、職員の健康状態を確認すると共に、参加者の健康状態を確認した上で、実施が可能であるか参加者（責任者）とセンターで調整する。

また、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが特に高いと考えられ、本ガイドラインは、①②③の各状況を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを趣旨とする。

2 道普請の実施について

参加者に以下のいずれかに該当する者がいる場合は、道普請を実施しない（職員も同様である）。

- ・発熱、咳、下痢、倦怠感などの症状や味覚・臭覚の異常がある者。
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者またはその者と濃厚接触がある者。
- ・同居家族や身近な知人の感染が疑われる者。
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者。

3 感染予防対策の周知等

参加者には、事前に送付する健康観察チェックシートを活用した体調管理を依頼し、移動時や実施時に「三つの密」の回避、換気や手洗い、除菌等の感染予防対策の実施を依頼する。